

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月2日
【事業年度】	第35期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
【会社名】	タイヨーエレック株式会社
【英訳名】	TAIYO ELEC Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐 藤 英理子
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市西区見寄町125番地
【電話番号】	052 (502) 9222
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 渡 邊 暢 彦
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市西区見寄町125番地
【電話番号】	052 (502) 9222
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 渡 邊 暢 彦
【縦覧に供する場所】	タイヨーエレック株式会社 東京支店 (東京都台東区東上野 2 丁目20番 1 号) 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 4 番 9 号)

(注) 投資家の便宜を図るため、上記の他札幌支店、仙台支店、千葉支店、横浜支店、大阪支店、福岡支店、さいたま営業所および神戸営業所を、縦覧に供する場所としております。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月30日に提出いたしました第35期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)有価証券報告書について、記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款で定めております。

監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款で定めております。

(訂正後)

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款で定めております。

これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款で定めております。

これは、監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。